

論 説

モリス「公信用に関する報告書」再考

— ハミルトンとの比較において —

松本 幸男*

I 問題の所在と限定

イギリスから独立を勝ち取った新興国アメリカ合衆国において初代財務長官アレグザンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) は、当時の厳しい国際環境の中で、新興国アメリカが、国民経済の自立と国内統一をはかっていくためには、内外の諸問題に対処しえる経済政策を遂行することができるに足る財政的に強力な中央政府と、自国商人および発展しつつあった製造業者に豊富な貨幣資本を供給できる体制が必要であると認識した。そのためには、独立戦争中に負っていた革命政府の巨額な内外の債務 (総額 7,912 万ドル) を全額額面通りに新連邦公債に借り換え、中央政府租税を基金として償還することを国民に約束し、公信用の確立をはかることが必要である、とかれは考えた。そしてこれを確実にするために国立銀行 (National Bank: 第1次合衆国銀行) を設立し、連邦政府の財政運営の円滑化と新連邦政府公債の利子支払いの正確化をはかることを考えた。そこで、

かれは、連邦議会に、1790年1月「公信用に関する報告書」を、1790年12月「国立銀行に関する報告書」を提出した。以上の公債借換政策および国立銀行政策の遂行によって連邦政府の公信用は高まり、それによって新興国アメリカの中央政府である連邦政府の内外の信頼は高まり、必要なとき租税徴収あるいは借款できる体制ができあがり、内外の諸問題に対処しえる経済政策を遂行することができるに足る財政的に強力な中央政府が確立した。また、同時に、公債借換政策は、巨額な新確定公債を生み出し、その所有者である商人を中心とする資産階級の手元に巨額な貨幣的富を一挙に創出することになるから、しかも確定された公債は通貨として流通し、国立銀行政策とあいまって、通貨供給量の増大を意味するから、その結果、商工業者への貨幣資本の供給増加につながり、かれらの経済活動を促進することとなった。以上のことにより、後発的アメリカ資本主義の本格的進展が可能となった¹⁾。

* 松本 幸男 (Yukio MATSUMOTO) : 静岡産業大学経営学部教授。青山学院大学大学院経済学研究科博士課程修了。「1781年輸入関税案に関する一考察——ロードアイランド邦の反対を中心として——」『社会経済史学』55巻1号, 1989年; 「第1次合衆国銀行と州法銀行」静岡産業大学経営学部『環境と経営』2巻2号, 1996年; 「建国初期のアメリカ国家財政とオランダ資金」『環境と経営』第4号2号, 1998年など。
matumoto@ssu.ac.jp

¹⁾ 田島恵児『ハミルトン体制研究序説』勁草書房, 1984年。ハミルトンは、本文において述べた公債政策、国立銀行政策の他に租税政策、貨幣政策、製造業保護政策を遂行したが、かれの経済政策は、公債政策すなわち公信用確立政策を機軸として他の経済政策が整合的に組み立てられた一大政策体系であった。このように、最近のハミルトン研究においては、製造業保護政策も一大政策体系の一環として組み込まれたものであり、ハミルトン経済政策の本質は、従来考えられていたように製造業保護主義政策にあるのではなく、公信用の確立にあるとする見解が有力である。田島恵児『ハミ

ところで、このようなハミルトンの認識、政策構想は、すでにアメリカ独立革命の末期、危機に瀕した革命政府である大陸会議（the Continental Congress）財政を再建すべく登場した財務総監ロバート・モリスによって持たれた。周知のように大陸会議は、独立戦争遂行の戦費として不換紙幣である大陸紙幣を発行し、この大陸紙幣の発行に大陸会議財政は大きく依存した。しかし大陸紙幣は、その大量発行によって急激な減価をひきおこし 1780 年には通貨としての機能を果たさなくなった。他方、国内借款もままならぬ事態であった。その結果、公信用は失墜し、大陸会議財政は破綻をきたした。そこで、かれは、再建策の基軸手段として 1782 年 7 月 29 日大陸会議にハミルトンを彷彿とさせる「公信用に関する報告書」を提出した。それは、時の中央政府である大陸会議に課税権を付与し大陸会議が直接徴収する中央政府租税を基金として大陸会議が元利ともに遅滞している戦時債務を、全額額面価値通りに新連邦政府公債に借り換えて償還し、公信用を確立するという公債政策を内容とするものであった。この政策を基軸手段とし、国立銀行設立政策（北アメリカ銀行の設立）を副次的手段として、これらの政策によって、弱体な大陸会議を、当時の厳しい国際環境の中で国民経済の自立と国内統一をはかっていくための適切な経済政策をおこなうことができるにたる強力な中央政府に仕立て上げようとすると同時に貨幣資本の供給増加を図ろうとした²⁾。しかし、このモリスの公債確定

政策は、中央政府輸入関税案がロードアイランド邦によって拒否されたことによって失敗に帰した³⁾。

ところで、上述の歴史的意義のあるハミルトンの「公信用に関する報告書」は、当時のイギリス重商主義者の公信用論およびアメリカ識者の公信用論に依拠しつつ、それをうまくかれの政策論に組み込み、当時のアメリカ固有の環境に則した形でかれ独自の公債政策論を展開した文書であった。当時、ハミルトンは、かれと同時代人であるモリスの報告書を知っており、モリスの報告書がハミルトンの報告書の作成過程において何らかの形で影響を与えたものと考えられる。

それでは、ハミルトンの「公信用に関する報告書」を彷彿とさせるモリスの「公信用に関する報告書」は、どのような内容であり、ハミルトンと比較してどのような特質をもつのか。また思想的源泉はどのようなものであるのか。このような点については、わが国の研究史においては十分に研究されてこなかった。

そこで本稿は、『ロバート・モリス文書』第 6 巻⁴⁾に収録されている 1782 年 7 月 29 日大陸会

モリスに対しては、かれは、初代財務長官アレグザンダー・ハミルトンほど初期アメリカ資本主義発展に貢献するものではないという評価が、一般的に与えられてきた。わが国の研究史においては、モリスは、土地投機業に係った独占商人としての評価しか与えられてこなかった。しかしながら、かねてから、研究者の間ではハミルトン財政政策を先取りした人物としてかれを積極的に評価する動向があり、1973 年以来、『ロバート・モリス文書』(The Papers of Robert Morris) が刊行され、モリス研究が深められてきた。モリス文書は、1999 年の第 9 巻の刊行をもって完成した。Elizabeth M. Nuxoll and Mary A. Gallagher, eds., *The Papers of Robert Morris 1781-1784*, Vol. 9, University of Pittsburgh Press, 1999; Elizabeth M. Nuxoll, *The Financier as Senator: Robert Morris of Pennsylvania 1790-1799*, in: Kenneth R. Bowling and Donald R. Kennon, eds., *Neither separate nor equal: Congress in the 1790s*, Ohio University Press, 2000. 筆者も、この研究動向に立脚している。

³⁾ 注 81) を参照。

⁴⁾ John Catanzariti and E. James Ferguson, eds.,

ルトン体制研究序説』勁草書房、1984 年。Peter McNamara, *Political Economy and Statesmanship: Smith, Hamilton, and the foundation of the commercial republic*, Northern Illinois University Press, 1998.

²⁾ Clarence L. Ver Steeg, *Robert Morris; Revolutionary Financier with an analysis of his earlier career*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1954; E. James Ferguson, ed., *The Papers of Robert Morris 1781-1784*, Volume 1, University of Pittsburgh Press, 1973, pp. xvii-xxvi.

議に提出されたロバート・モリスの「公信用に関する報告書」の内容について上述の諸点から若干の考察をおこない、この報告書の特質を明らかにし、その結果、モリスのこの報告書がハミルトンの「公信用に関する報告書」の作成過程において大きな影響を与え、モリスの「公信用に関する報告書」の洗練されたものがハミルトンの「公信用に関する報告書」であった、ということをはっきりとすることを目的とするものである。

II モリス「公信用に関する報告書」

1 背景

モリスの「公信用に関する報告書」の考察に入る前にまず、この報告書が大陸会議に提出されてくる背景を説明しておこう。

周知のように、独立革命の戦費をまかなうための手段として大陸紙幣が発行されたが、他方、他の手段として公債が発行された。モリスの財務総監就任までにかかなりの大陸会議の公的債務が生じていた⁵⁾。1775年～81年1月までの独立革命の戦費は6,260万ドル(正貨価値)であった。その内、2,500万ドルが大陸会議の公的債務であった。その公的債務を大別すると、内債は、大陸会議債(loan office certificate)1,200万ドル、未整理債務(大陸軍が物資の調達や輸送サービスの調達のために農民に与えた債務証券、大陸軍への未払い給料の債務等々)800万ドルであり、外債は、500万ドルであった⁶⁾。そしてこれらの公的債務の元利支払いが滞っていた。そのために、とりわけ大陸会議債所有者(以下、公債所有者と記す)は大きな不満の声を上

げた。その中でもフィラデルフィアの公債所有者の不満の声には大きなものがあつた。そこで、かかる利害状況からフィラデルフィアの公債所有者による公債政策の政策提起がおこなわれることとなった。1782年7月9日、ブレアー・マクレンナチャン(Blair McClenachan)、チャールズ・プティット(Charles Pettit)などからなるフィラデルフィア公債権者団が大陸会議に請願書を提出し、規則的な利子支払いの履行および元金の償還のための確固たる恒久的な基金の設立、その基金にもとづいての公債の利子の速やかな支払いの実行を要請した⁷⁾。大陸会議はこの請願書を受理し、これをモリスに差し向け、公信用維持に必要な計画の立案について報告するよう要請した⁸⁾。これを受けてモリスは、1782年7月29日、「公信用に関する報告書」を大陸会議議長に提出した⁹⁾。

以上の背景からモリスの「公信用に関する報告書」が提出された。以下、この報告書の考察に進もう。

2 内容の分析

この報告書は、独立革命を勝利に導くためには借款とりわけ外国借款が必要であり、独立後のアメリカ経済の発展にとっても外国借款が有効であり、その借款を獲得するためには失墜してしまった大陸会議の公信用の回復・維持が必要であり、そのためには利子支払いが滞っている戦時公債を確定することが必要であり、それをどのように確定するのかを、論じたものである。

この報告書自体、明示されたかたちで編別構成が行われていないが、筆者なりにそれを試みれば、以下のような編別構成になると思われる。

(1) 政府借款の正当性と有効性

The Papers of Robert Morris 1781-1784, Volume 6, University of Pittsburgh Press, 1984. 以下、*Morris Papers*, Vol. 6 と表記する。

⁵⁾ E. James Ferguson, *The Power of the Purse: A History of American Public Finance, 1776-1790*, the University of North Carolina Press, Chapel Hill, pp. 35-40.

⁶⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 63-64.

⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 51.

⁸⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 56.

⁹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 56.

- (2) 政府借款の利益
 - (3) 公信用確立の必要性とそのための公債確定の必要性
 - (4) 公債確定の利益
 - (5) 公的債務の概算
 - (6) 公債償還基金としての5パーセント中央政府輸入従価関税および追加的な3つの中央政府租税（地租、人頭税、消費税）の提案
 - (7) 公債確定の方法
 - (8) 公債確定にあたっての投機の問題
 - (9) 公債確定にあたっての差別の問題
 - (10) 公債償還基金に西部地（Back Land）を組み込むかどうかの問題
- 以下順を追って考察しよう。

(1) 政府借款の正当性と有効性

政府借款は正当な根拠をもち、有効なものである、とモリスは論じる。

モリスは、「政府借款（public loans）の正当性と有効性が多くの論争の争点になっている」¹⁰⁾が、政府が借款することは正当であり、有効である、と述べる。かれは次のように述べる。「ある程度まで租税は正当かつ有益である。なぜなら租税は個人の勤労を刺激することによって社会の富（the Wealth of the Community）を増加させるからである。しかし租税が国民（the people）の生存に食い込むぐらいにまで課せられるなら、租税は負担の大きい、抑圧的なものである。そのような場合にはできるかぎり政府は貨幣の支出を避けなければならない。しかし、貨幣の支出を政府が避けることができない場合、借款（Loans）に頼ることが最も賢明である」¹¹⁾として、過度の租税負担から国民を軽減するところに政府借款の正当性と有効性の根拠があるとモリスは主張する。独立の勝利に向かってイギリスと戦争しているが、貨幣が不足しており、

その時その戦費を大きく租税で賄うことは国民には負担的であるので、それを借款で賄った方が良い。それ故、政府が借款することは正しいのである、とモリスは言外に主張するのである。

このようなモリスの政府借款必要論は、ハミルトンと類似している。ハミルトンが1790年1月連邦議会に提出した「公信用に関する報告書」においてハミルトンは、外国との戦争などの国家危急の時に公債が必要である、アメリカのような貨幣資本が不足している国にとっては公債に依存することが必要である、と述べている¹²⁾。

また、このようなモリスの政府借款必要論は、公債を批判したアダム・スミスの公債論の系譜にではなく、17～18世紀の広義の重商主義者の系譜に属する。またモリスは、租税はある程度までは勤労を促進するものであると述べているが、この点も、広義の重商主義的租税効果論の系譜に属するものである。

このように政府借款の正当性と有効性を述べた後、次にモリスは、政府借款の利益について述べる。

(2) 政府借款の利益

まず、モリスは、借款には国内借款と外国借款があり、それぞれ、利益と不利益があるが、それぞれの利益と不利益を説明する前に、アメリカにおいては借款（Loans）は植民地時代から一般的で、慣れ親しまれており、それによってアメリカ国民は大きな利益を引き出してきたと説明し¹³⁾、アメリカにおいての借款一般の利益を主張する。かれは次のように言う。植民地時代のアメリカにおいて「借りた資金によって農民（Husbandman）が大きな利潤を生みだ

¹⁰⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 56.

¹¹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 57.

¹²⁾ Harold C. Syrett, ed., *The Papers of Alexander Hamilton*, Volume 6, Columbia University Press, p. 67. 以下、*Hamilton Papers*, Vol. 6と表記する。田島『ハミルトン体制』82頁。

¹³⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 57.

していたことはよく知られていることである。多くの場合、農民は信用 (Credit) によって農地 (plantation)、家畜、農具を購入した。そしてその信用証書 (bonds) はすぐに生産物の販売によって支払われた。」¹⁴⁾このことからわかるようにアメリカ社会は、借金を元本にしてその利子を大きく上回る利潤を引き出している農民が活動している社会である、とモリスは述べる。モリスは、アメリカ社会は年利6パーセント、平均利潤率12パーセント、すなわち平均利潤率が利子率の2倍の社会であると述べる¹⁵⁾。それ故、そのような社会では諸個人ばかりでなく政府にとっても借金は利益的である、とモリスは論じる。なぜなら、歳入の一部を借金で賄い、その分租税を少なくするならば、国民の勤労は増大し、一層国富は増大する。そして国富の中に政府借金の利子支払いに耐えられる資金が生み出されるからである、とモリスは述べる¹⁶⁾。しかしいくら借金が利益的であるといっても、社会においては何らかの租税が存在しなければならぬと述べ¹⁷⁾、モリスは租税の必要性を強調する。「政府を維持する必要と国家を防衛する必要が常に存在しているから」¹⁸⁾何らかの租税が必要である。そしてこれらへの使途の後残存額があれば道路や航海の開設のような公共事業に支出するのが賢明である。また他方、租税は、租税の支払いを用意するために勤労を刺激し、節約を促進するので国富の増進に繋がり、国富の増進という点からも一定額の租税は必要である、とモリスは述べる¹⁹⁾。

このようにアメリカにおいてはいわば経済成長率が金利よりも高い状態であるので借金は利益的であると述べ、しかしそうだからと言って

手放しに借金に依存するのではなく、租税が必要であると述べ、これを踏まえてモリスは、次に国内借金の利益について論じる。

かれは国内借金について次のように言う。「もし借金が国内借金であるならば、さもなければ流れたであろう通路から貨幣が引き出されなければならない。それ故、政府 (the public) は個人よりも良い条件を与えるか、あるいは政府と個人の欲求を満たすための十分な貨幣が存在しているかどうかでなければならない。後者の場合、政府が借りないならば、貨幣量は需要を超え、利子は低い状態である。したがって、政府による借金は利子率を高く維持させることになる」²⁰⁾。政府が借金を獲得するために、政府が個人よりも高い利子をつけるならば、個人は、その勤労 (industry) を拡大することを奪われる。それ故、国内借金のどのような場合も、国内借金がもたらす社会的利益 (the public gain) を相殺するなんらかの社会的損失 (some public loss) が生じる、とモリスは述べる²¹⁾。要するに、政府による国内借金は、どのような形であれ、市場利子率を高めに維持することになり、その結果、個人が低い利子で貨幣を借りて勤労を拡大しようとする機会を奪い取ることになり、政府による国内借金によってひきだされる社会的利益を相殺する社会的損失を生み出すものである、とモリスは述べ、政府の国内借金にはこのような不利益があるとまず述べる。

しかし、このような不利益があるにもかかわらず、国内借金には固有の利益があるとモリスは述べ、次のように言う。「国内借金は、貨幣資本家 (Moneyed men) の利害を政府の支持のために結びつけることによって政府に安定性を与える。…このことは今まで十分に注意されてこなかったように思われる」。更に続けてモリスは、国内借金は「低階層の人々に重くのしかか

¹⁴⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 57.

¹⁵⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

¹⁶⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

¹⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

¹⁸⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

¹⁹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

²⁰⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

²¹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 58.

る租税負担を軽減することになるので、かれらの商業あるいは耕作の拡大に役立つ²²⁾、と述べる。また更に、貨幣量が豊富な時、貨幣をたやすく借りることができるので、人々を投機にかりたてるが、そのような時、政府の国内借款は結果として投機を抑制する効果を持つ、とモリスは述べる²³⁾。

ここでわれわれの関心をひくのは、モリスが、貨幣資本家すなわち金融社会（**moneyed interest**）²⁴⁾の利害を連邦に結びつけることによって中央政府の強化がはかれるということをして国内借款の利益の第1番目に挙げていることである。このことは、かれが、公債政策が弱体な大陸会議を財政的にも政治的にも強力な中央政府に仕立てあげることのできる政策手段である、と認識していたことを示すものである。この点はハミルトンの公債政策論と類似している。

以上のように国内借款について述べた後、モリスは次に外国借款の利益について論じる。モリスは「外国借款（**foreign loans**）をおこなうことによって社会は、ある個人が他の個人から借りることにおいて受けるのと同じぐらい大きな利益を受ける。この国には常にそのような借款（**Loans**）をする習慣があった。ヨーロッパ商人はアメリカ商人を信頼した。アメリカ商人は農村の雑貨商人（**the Country Storekeepers**）を信頼し、そしてかれらは農村の人々を信頼した。この信用の前貸しは2,000万ドルを下らない²⁵⁾」と述べる。このように、アメリカは植民地時代から外国（ヨーロッパ）借款の経験をもち、しかもこれによって発展してきた、とモリスは言う。

ところで、当時、国内において高利が存在している。それは、植民地時代のような外国から

の信用の供与が欠如していることが一因となっているが、国内における高利の存在は、「公私共に国内借款をすることは実際にできないというわけではないけれども困難であるということを示す…ものである²⁶⁾」。そこで、当時においては外国借款に依存することはアメリカにとって必要なのである、とモリスは述べる²⁷⁾。しかし、外国借款についての多くの人々の反対が存在している。その反対は少なからず社会に影響を与えている。その反対というのは、利子の支払いが貿易差額の逆調を形成し、国内から正貨を流出させるというものである²⁸⁾。しかし、利子の支払いにもかかわらず、外国借款によって引き出される利益が存在する、とモリスは述べる。たとえば、デラウェア河のある島の所有者が、洪水のとき、フィラデルフィアからの借款で、土手を築き、水を排水し、整備して、干し草の収穫を可能にし、その干し草をフィラデルフィアに運んでそこで販売して、支払い利子以上の大きな収益を得るならば、それは、この島の所有者にとっては正貨の流出ではない、とモリスは言う²⁹⁾。現在のアメリカにとっての外国借款は、そのようなものである、とモリスは言外に言うのである。アメリカの森林を開拓するためにアムステルダム市において借りられる貨幣は、両国にとって利益的である。沼地を干拓し、森林を農地にすることは全人類にとって利益的である。その土地の所有者にとっては最も利益的である、とモリスは述べる³⁰⁾。

ともあれ、アメリカの当時の状況においては、外国借款によって現在の負担を軽減することは、良い政策である、とモリスは述べる。

以上のモリスの文脈から、かれは、国内借款よりも外国借款を重視し、アムステルダム金融

²²⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 59.

²³⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 59.

²⁴⁾ 仙田左千夫『十八世紀イギリスの公債発行——公債発行と金融社会——』啓文社、1992年。

²⁵⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 59.

²⁶⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 59.

²⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 59.

²⁸⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 59.

²⁹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 59-60.

³⁰⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 60.

市場を念頭においていることがよくわかる。

ここで、われわれが関心をひくのは、モリスが、政府による国内借款は、どのような形であれ、市場利子率を高め維持することになり、その結果、個人が低い利子で貨幣を借りて勤労を拡大しようとする機会を個人から奪い取ることになり、政府による国内借款はそれによってひきだされる社会的利益を相殺する社会的損失を生み出すものであり、それ故、外債に依存するほうが良いと論じている点である。これは、ジェイムズ・ステュアートが、『政治経済学原理』の公信用論のところ国内債の起債時に貸付市場での利子率が上昇するような場合、それを避ける方法の一つとして外債の発行を提案しているが³¹⁾、ステュアートの影響をわれわれに感じさせる。

ところで、ステュアートは、国内の市場利子率が高いとき、外債に依存するのが良いと述べているが、外債に依存しない場合、国内債の起債額に応じて貨幣の創造をおこなって必要貨幣量を確保すればよいと述べる³²⁾。そしてこれは、ステュアートによれば土地を担保にして貸し付ける銀行によって貨幣の創造が行われるのである。しかし、アメリカにおいては、土地を担保にして貨幣を発行する方法は、植民地時代から邦政府の貸付局を通して行われてきたが、その貨幣の価値の維持は厳守的な課税による貨幣の回収と担保としての土地の価値によるのであるが、厳守的な課税が行われず、土地の価値も低かったため、その貨幣は減価した経験を持つ。

厳守的な課税も行われず、土地価値も低い現在において、土地担保銀行を設立すれば、もはや回復不可能な公信用の崩壊になってしまう。また、厳守的な課税もおこなわれない現在の状況において、不換紙幣である政府紙幣の増発を続ければ、大陸紙幣の発行の結果どのようになったかを見てもわかるように、取り返しのつかない公信用の崩壊につながる。国立銀行として北アメリカ銀行（正貨銀行）を設立したが、資本金が少なく、十分な貨幣の創造をおこなうことはできない。それ故、モリスとしては外国借款に大きな期待をよせたのである。

ハミルトンとの関連でみてみると、ハミルトンの公信用確立政策において、ハミルトンは、独立戦争債務の一つであった1,200万ドルにもぼる外債(1790年の時点においてこの額にのぼった)の返済基金をアムステルダムで合衆国債を起債することによって獲得し、これによってアメリカの対外信用を高めた³³⁾。このことから見ても、ハミルトンも、モリス同様外国借款の必要性を認識していたことがわかる。

さて、このように内外借款の利益について説明してきて、以上のような利益をもたらす借款を獲得するためには公信用が確立されることが必要であり、そのためには大陸会議が独立戦争中に負った内外の戦時債務を確定することが必要であるとして、次にそれらの点についてモリスは述べる。

(3) 公信用確立の必要性とそのための公債確立の必要性

モリスは次のように言う。現在の独立戦争中に生み出された多くの驚くべき意見の中に、何もせずとも外国人はわれわれを信頼して何百万ドルをもわれわれに貸してくれるという意見が

³¹⁾ *An Inquiry into The Principles of Political Economy* by Sir James Steuart, Edited Andrew S. Skinner with Noboru Kobayashi and Hiroshi Mizuta, Volume 4, London, Pickering & Chatto, 1998, pp. 102-103; J. ステュアート, 小林昇監訳/竹本洋他訳『経済の原理』名古屋大学出版会, 1993年, 524-525頁。

³²⁾ 竹本洋著『経済学体系の創世——ジェイムズ・ステュアート研究——』名古屋大学出版会, 1995年, 302頁。

³³⁾ 松本幸男『建国初期のアメリカ国家財政とオランダ資金』『環境と経営』(静岡産業大学経営学部), 4巻2号, 1998年。

ある。しかしこの意見は有害である。公信用が確立されなければ、フランス政府も、オランダ政府も貸してくれない³⁴⁾。借りる前に、まず公信用 (the public credit) を確立することが必要である、とモリスは述べるのである。

続けてモリスは次のように述べる。オランダ政府 (the Government of the United Netherlands) は、当政府が自らのために借りなければならぬほどで、貸すことができるにはほど遠い。それ故、われわれがオランダ政府に期待する最良のことは、オランダの国民 (金融社会: moneyed interest) による対アメリカ借款に対してオランダ政府が保証人になってくれることである。しかし、われわれが借りる元金と利子の両方を支払うことができるという証をオランダ政府に確信させなければ、オランダ政府がこのことをしてくれるとは期待できない。それ故、われわれは、公信用 (the public credit) を確立することが必要なのである。そして公信用の確立は、外国に広げられる前に、まず国内においてなされなければならないのである、とモリスは言う³⁵⁾。

ところで、大陸紙幣 (Continental money) が戦費調達手段として発行された時、それに対して大きな信頼がアメリカ人によって寄せられた。それは、大陸会議の一般的約束³⁶⁾があった

からである。しかし、その通貨量の過剰が減価をひきおこしたことから、この約束の正当性が疑問視された。その結果、公信用が崩壊した³⁷⁾。それ故、まず、現在の環境の下においてはすべての紙幣 (paper money) が租税あるいはその他の方法によって吸収され、焼却されなければならない、ということは論争の余地のないところである。しかし、それだけでは公信用を確立することはできない。危急の時に政府を信用して政府に貨幣を貸してくれた多くの人々が合衆国にはいる。そしてかれらは、いま困窮しており、さらにかれらが政府に寄せた信頼によって破産させられている。戦争遂行のために強制的に財産を奪われ、その代わりに現在はまったく価値のない証書が与えられた人々も存在している。そういう人達に正義がなされなければならない。すなわち公債の利子を支払うための確固たる基金の規定をおこなうことである。この公債の確定こそが、「現在の重要かつ必要な戦争をわれわれに安全に切り抜けさせ、平和の帰結においてわれわれを密接に結びつけるところの、緊急時には全般的防衛 (General Defense) 活動のための手段 (財政手段—引用者) を大陸会議 (the Supreme Representative of America) に常に与えるところの、結局、われわれが主張する三つの大きな目的すなわち平和・自由・安全をわれわれに獲得させるところの公信用 (Credit) の大きな基礎である」³⁸⁾。このようにモリスは、公債の確定の必要性を述べる。このモリスの文章の中に、われわれは、新興国アメリカが国民経済の自立と国内統一をはかっていくためには中央政府の適切な経済政策が必要であり、そのためには大陸会議をそれをおこなうことができるにたる強力な中央政府に仕立て

³⁴⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 60.

³⁵⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 60-61.

³⁶⁾ 不換紙幣である大陸紙幣は1779年-1782年において償還される約束になっていた。しかし、独立戦争が長引くにつれて償還が将来の時点で実際におこなわれるのか人々は疑問を持つようになり、大陸紙幣への信頼がなくなった。その結果、急激な減価を引き起こした。大陸紙幣の急激な減価は、実物経済が必要としている量以上に紙幣が発行されて引き起こされたという貨幣数量説的なものではなく、以上のような大陸紙幣への信頼の欠如からひきおこされたという考えが、マディソン、ハミルトン、モリスなどのナショナリスト達によって持たれた。Janet A. Riesman, "Money, Credit and Federalist Political Economy," in: Richard Beeman, Stephan Botein, and Edward C. Carter II, eds., *Beyond Confederation Origins of the Constitution and American National Identity*,

University of North Carolina Press, 1987, pp. 135-136.

³⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 61.

³⁸⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 62.

ることが必要であり、そのためには、戦時債務を確定して公信用を確立することが必要である、と言うモリスの最大の主張を読み取ることができる。この主張は、ハミルトンと類似している。この主張こそ、ハミルトンの公信用確立政策の核心であった³⁹⁾。

次に、モリスは公債を確定した場合の利益について述べる。

(4) 公債確定の利益

モリスは、公債を確定するにあたっての費用について不平を言う人々や、その費用を維持していくことは不可能だという人々がいるが、公債の引き受けの負担はそんなに大きくない、と述べる。なぜなら、公債が国内債であり、公債の利子が租税で支払われるならば、それは、一方の個人から他方の個人への財産権の移転を創り出すだけであり、社会全体の総富は同じであるからである。したがって、社会に費用をかけない⁴⁰⁾。このように述べて、次にモリスは公債確定の3つの利益について説明する。

第1に、多くの人々が政府の債権者になることによってかれらの技術と勤労のすべての行使に必要な資金がかれらから奪われた。その結果社会は、それらの行使から引き出すであろう利益が奪われた。しかるにもし、これらの公債が、今は死んだ状態ではあるが、生き返させられるならば、貨幣資本家（金融社会：moneyed interest）は、それらを買上げるだろう。多分、かなりの割引であるけれども。そしてそのことによって、社会に多くの有益なメンバーを戻すことになり、今はまったくかれらの活動は衰えているが、かれらは一層の多くの仕事をかなりの利益になるまで広げるだろう。公債の確定は、付加的な1シリングもたらされないけれども、財産を最も生産的にする人々の手に分配するこ

とによって、社会の元本（the original stock）は同じままでありながら、社会の収入（the Revenue）は増加することになる⁴¹⁾。第2には、この国に投機をする外国人は、送金を命令する代わりに、かれらの船荷収入の多くをわれわれの公債（public funds）に投資するように指示する。かれらがわれわれの公債に投資することは商業社会の信用の不足を満たすことになり、それは大きな利益である⁴²⁾。第3には、公債が確定されることによって安楽・調和・信頼が回復されることにおいて政府は、一層尊敬されるようになり、その結果、よりよく国民が政府に従うようになるばかりでなく、私信用にもとづいての人々間の相互取引が促進される。減価する紙幣に対する心配から人々の心を煽っている恐怖は一掃されるだろう。その結果、貨幣の退蔵はやみ、貨幣量は増大するであろう。租税の徴収も容易になり、十分な流通手段を獲得するであろう⁴³⁾。

ここで、モリスは、公債特に内債である場合、国内債を確定することは社会になんの費用もかけない。なぜなら、公債の利子が租税で支払われるならば、それは、一方の個人から他方の個人への財産権の移転を創り出すだけであり、社会全体の総富は同じであるからである、と述べているが、これは、債務が内債であるかぎり、国民全体の財産から何も奪われまいと言う、ジェイムズ・ステュアートの公債論と相通じるものがあり⁴⁴⁾、ステュアートの公債論の影響を読み取ることができる。

また上述の3つの利益についても、公債を擁護したステュアートを含み17～18世紀の広義の重商主義者の公債論の影響を読み取ることが

³⁹⁾ 田島『ハミルトン体制』、114、492-496頁。

⁴⁰⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 62.

⁴¹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 63.

⁴²⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 63.

⁴³⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 63.

⁴⁴⁾ *An Inquiry into The Principles of Political Economy*, pp. 278-279; ステュアート『経済の原理』、680頁; 竹本洋『経済学体系の創世』、296頁。

できる。しかし、モリスがだれの影響を強く受けているかは、即座には断定できない。しかし、財務総監ロバート・モリスの副官であったグーヴァヌア・モリスは、ジェイムズ・ステュアートの『経済学原理』に精通していたことから⁴⁵⁾、ステュアートの公債効用論を基礎にして上述の公債利益論をモリスが組み立てたことを十分に推測することができる。なお、『モリス文書』第6巻の編者は、このモリスの公債利益論の思想的源泉としてトーマス・モーティマー (Thomas Mortimer)、ステュアートを挙げている⁴⁶⁾。ともあれ、モリスが、ステュアートの公債論に、直接的にそうであるとは言いきれないが、大きく影響されていたことは確かであろう。

また、ハミルトンとの関係で見てみると、ハミルトンが1790年1月連邦議会に提出した「公信用に関する報告書」の中で、ハミルトンは、公債確定がもたらす利益として、公債は経済 (business) の主要な取引において正貨として流通することになるので、貿易が拡大されること、農業と製造業が促進されること、貨幣の利子が低められること、地価が高められることを挙げているが⁴⁷⁾、この点、モリスの公債確定がもたらす利益の説明と共通するものである。

ところで、モリスが、公債が確定されればそのことから上述した3つの利益がえられると述べていることと、前述の「(2) 政府借款の利益」のところで述べていることとを考え合わせると、モリスは、自由貿易を堅持し、信用・貨幣供給の増大があればアメリカ経済は発展していくという信用・貨幣経済論にもとづく経済発展認識を持っていたということを読み取ること

⁴⁵⁾ 松本幸男「グーヴァヌア・モリス考」『社会経済史学』46巻4号、1980年。

⁴⁶⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 44. しかし、モリス文書の編者は、この報告書のなかのどのような記述部分がモーティマーあるいはステュアートの影響下にあるのかは明らかにしていない。

⁴⁷⁾ *Hamilton Papers*, Vol. 6, pp. 70-72; 田島『ハミルトン体制』, 83頁。

ができる。

もう少し敷衍するとこうである。アメリカ植民地は、慢性的な貨幣不足であったので、ヨーロッパ商人（とりわけイギリス商人）から供給される信用の植民地への展開が貨幣不足を満たし、その結果、貨幣需要に応じることができた。ところで、公債を確定することによって確定公債は、流通手段として、貨幣資本として機能し、また外国資本を導入させる。そして、国立銀行として設立された北アメリカ銀行に、確定公債を資本として組み込めば、一層の貨幣創造ができ、価値の安定した通貨を供給できる。その結果、国の信用・貨幣供給量は増加し、この信用・貨幣供給量と自由貿易の堅持によって独立後の新興国アメリカの経済は植民地時代よりも一層発展していくという認識である。しかし、当時の国際環境は、イギリスは産業革命を開始し自由貿易政策の方向へ行きつつあるものの、現実には依然として重商主義帝国国家が角逐している厳しい環境であり、アメリカ商人が自由に世界貿易に乗り出していっても、そこからはじきだされるので、それに対処しえる適切な経済政策が行なえうる財政的、政治的に強力な中央政府が必要であり、そのためには課税権を持ち、公信用を備えた中央政府が必要であるという認識である。

以上のようなモリスの認識は、大局的には、ハミルトンの認識と同じである。ハミルトンも、自己の「公信用に関する報告書」の中で、確定公債は、流通手段として役立ち、貨幣供給量の増加につながり、外資導入にも役立ち、結果として国の貨幣量が増えて経済の発展に貢献するという趣旨を述べている⁴⁸⁾。そして、アメリカ経済の発展のためには公信用を確立して強力な中央政府の確立が必要であると認識している。

ところで、モリスは工業化をどのように考え

⁴⁸⁾ *Hamilton Papers*, Vol. 6, p. 68; 田島『ハミルトン体制』, 82, 89頁。

ていたのか。モリスのこの「公信用の確立に関する報告書」の中には、確定公債が製造業の資本形成に資するという明確な主張は見出されない。上述したように公債確定の利益のところ、モリスは、多くの人々が政府の債権者になることによってかれらの技術と勤労のすべての行使に必要な資金が奪われているが、公債が確定されれば、その公債を貨幣資本家（金融社会：moneyed interest）に売却し、資金を手に入れて、かれらは社会に復帰して有益な仕事をすることになる、と述べているが、明確に製造業の資本形成に資するとは述べていない。なお、後述する中央政府5%輸入関税案の説明のところで、関税は生活必需品輸入品には重荷になるので、その財貨の国内生産を促進させる、とモリスは述べており、そこにモリスの製造業の保護主義的側面を垣間見ることができるが、これだけをもって、モリスが積極的な製造業の保護育成主義者とは考えられない。モリスが、植民地時代から小麦およびタバコの輸出貿易、ヨーロッパからの輸入貿易に携わる貿易商人であったことを考えれば、製造業は、貿易の発展から生じる購買力を基礎にして自動的に発展していくものとモリスは考えていたものと思われる。ところで、以上のような認識は、ハミルトンの認識とは違う。ハミルトンは、アメリカ経済の将来の発展を牽引する産業は製造業であることを明確に意識し、ハミルトンが製造業保護育成政策を提案したことは周知のところである。ここにわれわれは、ハミルトンの歴史的的方向性についての鋭敏な認識を感じ取ることができる。

さて、以上のように公債確定からもたらされる利益を述べて、次に、モリスは、現在存在している公的債務はどのような種類のものがあり、それらの額はどれくらいか、その見積りを述べる。

(5) 公的債務の概算

まず、第1は、1,200万ドル以上の額にのぼる利子付き公的債務、すなわち大陸会議債 (loan office certificates) が存在している。この公債においては利子の大きな遅滞が存在している。第2は、戦争遂行のために必要なサービスおよび物資を調達する際に与えられた様々な公的債務証券であり、これには、今までの軍隊への遅滞給料部分をも含まれるが、700万~800万ドルと見積られる。第3は、フランスに負っている借款、すなわち外債であり、それは500万ドル以上である。それ故、公債総額は2,500万~2,700万ドルである、と見積られる。そしてこれに、もしわれわれが1783年の1年間借款することが必要であるということをつけ加えるならば、その総額は3,000万ドル以上になる。そして、利子が180万ドルから200万ドルである。以上の公的債務が存在している、とモリスは見積もる⁴⁹⁾。

ところで、これらの負債を確定する前に、外国借款を得ようとすることは合衆国にとっては有害なことである、とモリスは言う。独立戦争を支持することに深く関わっている今の人々が、これらの負債確定のための基金を承諾しないならば、現在の人々の後に続く人々は、そのような負債を支払うための基金を確定しないだろう。従って、現在の負債の元利支払いのための基金を規定しないで、万が一、オランダから貨幣を得るようなことになれば、それは非常に疑わしいことであるが、万が一、そのようなことになり、そしてしかも各邦が、その後も、大陸会議が公債を支払う約束を果たすための規定をおこなうことを怠るならば、合衆国の対外信用は永久に崩壊するであろう。われわれの債権者である外国列強は武力に頼って負債の支払いを要求することになるだろう。そのようなことになって、公債の確定をどうすればよいかと慌てふ

⁴⁹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 62-64.

ためくことは不名誉なことである、とモリスは言う⁵⁰。また、国内債の利子を支払うために外国に借款を請えばよいという考えがあるが、この考えも、われわれ自身の信用の崩壊をもたらすことになるやり方である。もし現在の負債の利子を支払うだけの十分な租税収入案が各邦によって承認されるならば、われわれは公信用を獲得するであろう。しかし、われわれが、負債の利子を租税から支払うことを怠り、その代わりに利子の支払いのために借款を要請するならば、われわれの公信用はなくなる、とモリスは述べる⁵¹。

それ故、租税収入案が各邦によって承認されることが必要であり、しかも利子支払いのために十分な収入があることが必要である。もし不足しておれば、公信用は損なわれるであろう。利子を支払って、まだ収入に余剰が存在する場合は、その余剰部分は、公債の一部の償還に向ければよい。そしてそのような場合において、もし公債が減価しておれば、公債は額面価格に上昇するだろう。またもしすでに額面価格にあるならば、利子引き下げ効果を持つだろう。その結果、良い条件で新しい借款を行うことができ、その結果、より多くの租税収入を求める必要性もなくなる、とモリスは述べる⁵²。

以上のように公的債務の概算を述べ、公的債務を確定するにあたっては十分な租税収入からなる基金が設定されなければならないことを述べて、次にモリスは、公債を確定するにあたっての基金となるべき租税は、どのようなものが良いのか、検討する。

（6）公債償還基金としての5パーセント中央政府輸入従価関税および追加的な3つの中央政府租税（地租、人頭税、消費税）の提案

モリスは、まず次のように述べる。大陸会議は公債確定のための資金として1781年2月3日に5パーセント輸入関税（従価関税）案を可決し、各邦にその法案を承認するよう要請したが、今までのところロードアイランド邦が承認していない。しかし、きっとロードアイランド邦も承認するものと思われるので、まず、この5パーセント輸入関税が公債確定のための資金として考えられる、とモリスは述べる。しかし、この関税収入だけでは、全公債の確定基金を賄いきれない。財貨が1年につき1,200万ドルの額までしか輸入されないと考えてみると、5パーセントの関税収入は60万ドルとなる。しかし、そこから、すくなくとも6分の1を徴収費と欠損費として差し引かなければならない。従って、関税収入を50万ドル以上に見積もることはできない。それ故、関税以外の租税が必要となってくる。それは、私が1782年2月27日に提案した、100エーカーにつき1ドルの地租、すべての自由人と16歳から60歳までの男性の奴隷への1ドルの人頭税——但し、軍隊（*federal army*）に従事している人、負傷している人、あるいは身体的障害で軍隊に従事することができない人を除く——、そしてすべての蒸留酒において1ガロンにつき8分の1ドルの消費税である、とモリスは述べ、これらの租税を提案する⁵³。これらの租税の収入は各々50万ドルと見積もられる。その結果、公債を確定するための以上4つの租税の収入総額は200万ドルとなり、それは、先ほど見積もった利子支払い額の200万ドルと等しくなる、とモリスは言う⁵⁴。

そしてモリスは、これらの租税案が承認されるかどうか分からないが、これらの租税案を提出した理由を説明したいと述べ、以下、地租、人頭税、消費税について説明する。

まず、地租について。地租は、徴収額と徴収

⁵⁰ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 64.

⁵¹ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 64.

⁵² *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 64-65.

⁵³ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 64-65.

⁵⁴ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 64-65.

期間に関して確実性をもつので租税として適している。また、土地は、取り除くことも、廃棄することもできない恒久的財産であるので、課税対象として一番適している。これらの一般的理由の他に、アメリカ独自の理由の故に、地租は租税として適しているのである、とモリスは述べ、次のように説明する。アメリカの土地は、所有者の点からみれば、2種類の土地に分かれる。大土地所有者に属する土地と勤労的な耕作者に所有されている土地である。後者の階層は、社会の中で最も数の多い、しかも最も価値のある人々である。地租は、多分最初、この階層の人々をびっくりさせるであろう。しかし、よく考えてみると、100 エーカーから 500 エーカーを耕作する農民にとっては 100 エーカー当り 1 ドルの地租は、ささいなものである。しかし、10,000 エーカーを所有している者にとっては重大である。大土地所有者はその土地を耕作しないで独占している。かれらは、その土地を守るために、貨幣的あるいは人的サービスの何の犠牲も払っていない。しかもかれらは、独占によって土地の価格を高く維持しており、従って、かれらは、この国における定住と耕作を妨げている。それ故、地租は農業に有益な作用を与える。地租は貧困者を救済し、社会の利益のために土地を使おうとする人々の手に土地をもたらすことによって国の力を増強させる、とモリスは述べる⁵⁶⁾。

しかし、このような利益を持つ地租に対して反対が存在する。反対理由は、1つは、そのような地租は不平等であるという点であり、2つは、そのような地租は高すぎるという点である。前者について言うと、不平等を取り除くためにそれぞれの土地の価値に基づいた課税が提案された。しかし、この土地価値評価基準に基づく課税は、第1に、徴収の大きな遅れと大きな費

用と不便さをともない、第2に、不確実性をともなうから、特に、公債の確定の基金として考えられるとき、不相当である。第3に、土地の価値評価は一定不変ではなく、1年毎に変化するるので、評価するにあたっての費用は徴収する課税額よりも大きくなってしまふ。それ故、土地価値評価に基づく課税は不相当である。自分が提案する地租が不平等を生むというならば、不平等を救済するために、その他の租税を割り当てればよい、とモリスは述べる⁵⁶⁾。

後者については、モリスは次のように述べる。土地所有者が土地の防衛のために 1 エーカーに 1 ペニーすらも 1 年に支払われないようなほとんど価値のない土地は、その土地を防衛する費用が支払われる社会に属するべきである。地租が高すぎるという人達は、そういう土地所有者である。従って、地租が高いという主張は無益である、とモリスは言う⁵⁷⁾。

次に、モリスは人頭税の説明に移る。人頭税については多くの反対がある。しかし、各邦のいくつかにおいては人頭税が存在している。人頭税に対する反対は、主にヨーロッパの例を引いて、アメリカとの環境の違いを考慮に入れない人達によって主張されている。国民の 10 分の 9 がへとへとに疲れるぐらいに労働してやっと粗悪な衣類や劣悪な食べ物しか手にえることのできないヨーロッパのいくつかの国においては、この租税は非常に抑圧的である。しかし、3 日の労働 (1.5 ドル) で一週間生活できるアメリカにおいては、公債の支払いへの貢献として 1 年の中で 2 日 (1 ドル) を要求することは不合理なことではない。このような租税は、金持ちにとってはほとんど何の影響もない。中流層にとってもほとんど重要性をもつものではない。そして、この租税は貧者には影響を与えない。なぜなら、労働することのできないような貧者

⁵⁶⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 64-66.

⁵⁶⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 64-66.

⁵⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 66-67.

は課税対象に入らないからである。また、この租税は各邦の人口を大陸会議に知らせるといい効果を持つ。この情報は政府にとって常に重要である、とモリスは述べる⁵⁸⁾。

最後に、モリスは、蒸留酒消費税について説明する。提案される蒸留酒消費税については徴収方法に反対が生じるかもしれないが、それ以外には何の反対もないように思われる。消費税は各邦において存在してきたし、存在している。すべての租税の中で商品の消費への課税が国民みんなが最も同意するものである。なぜなら、この租税は人々にはほとんど感じられないからである。この種の租税についての利益と不利益について面白がっていると言う人達がいるが、強い蒸留酒 (*ardent Spirits*) の消費に重い税を課することからはどのような不便さも社会に生じない⁵⁹⁾。強い蒸留酒は社会と人々の道徳を常に害してきた、とモリスは述べ、道徳的観点から蒸留酒への課税を納得させようとする。そして、以上の租税の徴収は合衆国から引き出される権威（合衆国政府の権威）によっておこなわれなければならないと、モリスは述べ、中央政府課税権を主張する⁶⁰⁾。

以上のように、モリスは、関税だけでは公債の確定は十分な基金を賄うことができないとして、関税以外の上述の租税案を提案するのである。その場合、モリスは、各邦の経済状況がそれぞれ違うので、1つの租税だけだと特定の邦、階層だけに重くかかるので、種類の租税を採用することによって、租税負担の平等をはかろうとする。

ところで、ここでわれわれが関心を引くのは、かれの地租の提案である。かれの提案する地租は、土地価値評価に基づくものではなく、土地価値にかかわらず土地面積 1 エーカーあたり

いくらとするものであるから、とりわけ広大な土地を所有している南部プランターにとっては負担の大きなものである。それ故当然、プランターは反対するであろう。実際、モリスの提案した地租は反対され却下された。ならびに人頭税、消費税も反対された。この点、ハミルトンの公信用報告書と比較してみると、ハミルトンは公債の確定基金として輸入関税とトン税ならびに蒸留酒消費税を提案しており、地租は提案していない⁶¹⁾。これは、この間の事情を読み取り、地租を公債確定基金の1つに入れることはプランターの反対を引き起こし、公債確定そのものを危うくさせてしまう、とハミルトンは判断したものである。中央政府租税を基金とする公債確定案の賛成側にプランターを引き留めておくために、ハミルトンは、租税負担の形式的平等主義を排して、現実の利害状況を考慮したものである。

ところで、この編の最後に、モリスは輸入関税について一言している。とりわけ生活必需品である輸入品に対しては関税は重荷であるが、国内においてこれらの生活必需品の生産を促進させるよう関税は作用する、とモリスは述べ⁶²⁾、輸入関税の、財政收入的側面ばかりでなく保護主義的側面をも考慮している。

次に、モリスは公債の確定方法について述べる。

(7) 公債確定の方法

上述の租税徴収は公債の元利支払いが終わるまで続けられる。上述した歳入のどれか一つが見積もられると、その歳入の信用に基づいて借款が、一定額まで、応募によって開設される。その場合、個々の種類の戦時公債あるいは正貨が応募の支払いに受け入れられ、新公債に借り

⁵⁸⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 67.

⁵⁹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 67-68.

⁶⁰⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 67-68.

⁶¹⁾ *Hamilton Papers*, Vol. 6, pp. 97-109 ; 田島『ハミルトン体制』, 89 頁。

⁶²⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 69.

換えられる。借り換えられた公債 (funded Debt)、すなわち確定公債は、詐欺行為の防止ならびに公正な取引の促進に配慮した固有の様式をもつもので、譲渡されることができる。上述のそれぞれの歳入にもとづいて順次借款の応募が開設され、借り換えが進められる、とモリスは述べる⁶³⁾。そしてモリスは、上述の歳入のそれぞれの余剰は、余剰が存在するよう注意をはらわなければならないが、減債基金 (a sinking fund) に繰り入れられる、と述べる。これは、ハミルトンと同様である。そしてこの減債基金の信用と政府の一般的約束の信用に基づいて、必要なとき、新しい借款が開設される、とモリスは言う。利子は半年毎に支払われる。半年毎の利子支払いは、債権者にとっても政府にとっても便宜的であり、さらに同じく国民一般にとっても有益である。なぜなら、この手段によって、もし、4つの異なった借款が異なった時に開設されるならば、利子が1年に8回支払われることになるからである。このような方法は、貨幣が国庫に入ってくるのと同じぐらい早く国庫から支払われるのであり、租税によって得られた富を早急に社会のストック (the common stock) に返還することになるのである、とモリスは述べる⁶⁴⁾。

モリスは、このような借り換えを提案しているのであるが、急激な貨幣的変革は良くないとして、利子率については明言をさけている。したがって、従来の利子率、すなわち国内債6%、外債4%を想定していたものと考えられる。

ところで、ハミルトンは、借り換えについて六つの案を提案した⁶⁵⁾。第1案として、戦時公債の額面100ドルについて、その3分の2は6分利付公債に、残りの3分の1は西部の土地に、

1エーカーあたり20セントと見なして借り換える案。第1案として、戦時公債全額を4分利付公債に借り換える案。第3案として、戦時公債の額面100ドルについて、その3分の2は6分利付公債に、残りの3分の1は利子支払い10年据置ききの6分利付公債に借り換える案。第4案として、戦時公債全額を4分利付き終身年金に借り換える案。第5案として、戦時公債全額を4分利付き生残年金に借り換える案。第6案として、戦時公債の額面100ドルについて、その2分の1を正貨に、残りの2分の1を5分利付き公債に借り換え、かつ、そのかわりに、総額1,000万ドルに減額する案、である。そしてこの6つの案の内どれを決定するかは、連邦議会に任せている。ハミルトンには、このような慎重な配慮が見られる。これらの6つの案のうち、第3案が決定され、その結果、公債の平均利子率が4.5%に切り下げられた⁶⁶⁾。このハミルトンの借換案とモリスの借換案を比較すると、ハミルトンの方が、慎重であり、精緻であり、利子率の一般的引下げを意識していた。モリスの方には、ハミルトンのような慎重さはなく、利子率についても、モリスはその変更を望まなかった。このことは、かれが貨幣資本家の立場に近かったことを示すものである。

以上のように公債の借換の方法を述べて、モリスは、次に、公債確定にあたっての投機の問題について述べる。

(8) 公債確定にあたっての投機の問題

モリスは公債の借換えは投機を促進するという議論があるが、そのことは承知していると述べる。しかし、それ以外の方法では、一層、投機業者を有利にさせてしまう。投機は放っておけばよい、とモリスは言う。第1に、投機にお節介することは政府の品位にかかわることであ

⁶³⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 69.

⁶⁴⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 69.

⁶⁵⁾ *Hamilton Papers*, Vol. 6, pp. 90-96; 田島『ハミルトン体制』, 88頁。

⁶⁶⁾ 田島『ハミルトン体制』, 88頁。

る。第2に、投機業者を自由に放っておくところでは投機業者は社会に悪影響を与えない。第3に、投機の仕事を法律で縛って抑え込むことはよくない。放っておいた方が、投機業者は不可避免的に互いに牽制しあう。第4に、投機を防ぐことが可能であっても、正確には投機を防ぐことはできない。自分の仕事を始めたい、ずっと維持したい、あるいは広げたいと貨幣を欲している人は、自分の所有している何らかの種類の公債を、たとえかなりの割引であっても、投機業者に売ることによって貨幣を手に入れる。この人にとってみれば、ずっと公債を保持しつづけて、将来の時にその公債の価格の上昇によって利益をえる満足の度合いよりも、今、投機業者に公債を売って貨幣を手に入れる方が満足の度合いが大きいのである。それ故、投機を防ぐことはできない。すべての人は、自分自身の仕事および自分の状況についてその人自身が一番良く判断できるのであるから、政府が、何もその人のために判断する必要はない。このように述べて、投機は放っておけばよい、とモリスは述べる⁶⁷⁾。ハミルトンも、自己の「公信用に関する報告書」の中で、次に説明する「差別」の議論のなかで、モリスと同じ趣旨のことを述べている⁶⁸⁾。

（9）公債確定にあたっての差別の問題

公債を購入し、所有していたが、何らかのやむをえない事情でそれを手放してしまった本来的所有者と、かれからそれを安く買いたたいて買い占めたところの現実所有者との間になんらかの差別をもうけるべきだ、という意見をよく聞くが、しかし差別をもうける必要はない、と指摘し。モリスは次のように言う。本来的所有者の公債との交換に本来的所有者に貨幣を与え

た現実所有者は、本来的所有者に何らかの救済を与えたのである。この救済を、本来的所有者は、それ以外のところでは得られなかったのである。また、公債を買い上げた人は、それを売る人と同じぐらいに政府の信義（public faith）を確信して公債を買い上げたのである。それ故、差別を設けることは、政府の信頼をなくすことである。公債は一種の財産である。公債の額面価値を受け取る権利とそれを支払う義務は常に同じものであり続けなければならない。私人が私人に対して負債契約を結んだ場合、その負債の支払い履行は法律に従って額面通りきっちりで行われる。政府の負債契約も私的契約と同じである。政府だからといって、私的契約と違ってよいなどという理由はどこにもない。そのようなことをすれば、政府の信頼はなくなる、とモリスは述べる⁶⁹⁾。ハミルトンが、自己の「公信用に関する報告書」の中で「差別」の問題を取り上げ、「差別」することに反対しているが⁷⁰⁾、このモリスの議論と同じような議論をそこに見出すことができる。

そして最後に、モリスは公債確定基金に西部地を組み込むかどうかについて述べる。

（10）公債償還基金に西部地（Back lands）を組み込むかどうかの問題

モリスは、いくつかの邦は西部地（Back lands）への請求権をもっているが、その請求権は大陸会議に譲渡されるであろうと期待して、西部地について述べる。西部地は、公債確定基金の収入源にはならない。これらの土地が公債の元利支払い基金獲得のために販売されるにしても、貨幣を欲している人は、土地を買おうとはしない。貨幣を欲している人の公債は僅かな価格で買い上げられる。その結果、少数の貨幣

⁶⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 69-70.

⁶⁸⁾ *Hamilton Papers*, Vol. 6, pp. 72-78 ; 田島『ハミルトン体制』, 84-85 頁。

⁶⁹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 70.

⁷⁰⁾ *Hamilton Papers*, Vol. 6, pp. 72-78 ; 田島『ハミルトン体制』, 84-85 頁。

資本家が公債を所有することになり、かれらは容易に結びつき、その結果、かれらは、公債との交換でただ同然で土地を獲得してしまう。その結果、西部地の販売は収入を生まない、とモリスは述べる⁷¹⁾。西部地との交換で公債が償還されればそれで良いのではないかとわれわれは考えるが、モリスはそうではないらしい。このモリスの説明は少々説明不足でわかりにくい。貨幣資本家が大量に公債を買い上げて、その公債との交換で広大な西部地を手に入れてしまう。しかし、まだ市中には公債は多く残存しているので、その元利支払いの基金が必要である。しかし、遠く離れた土地を購入しようとする貨幣資本家はいないから、西部地はなかなか売れない。結局、西部地は何の役に立たない、ということか。少々わかりづらい。ともかく、モリスはこのように、上述の公債確定基金がまず設定されない限り、現段階では西部地は収入源にならないと言う。そこで、西部地は次のように利用すればよいとモリスは提案する。西部地は、公債が中央政府租税による償還基金によって確定された後、ヨーロッパにおいての低利子での借款、たとえば20年後償還の借款の開設に際して、もしこの負債が支払われない場合、この負債の債権者はこの西部地を取得することができるという担保として利用するのがよい、とモリスは述べる⁷²⁾。そして、この西部地の問題について最後にモリスは次のように言う。西部地の販売においては、外国資金に対して販売がなされ、外国資金が吸収される形にならなければならない。新しい資金を生み出すものでないといけない⁷³⁾。国内の人に販売がなされても、それは国内の余剰資金を吸収するだけのことであり、さもなければこの余剰資金は租税によって吸い上げられたかもしれないものであり、国内の人

への販売は、新しい資金を生み出すものではない。西部地の販売は、外国資金の導入と結び付く形でなければならない⁷⁴⁾。そして、現在のようになり利率が高い時、西部地の販売は、低い価格で販売しなければならないので不利である、とモリスは述べる⁷⁵⁾。

このように、モリスは、戦時債務が中央政府租税から収入を基金として確定された後、西部地を将来の外国借款の担保として使うのが得策であると主張する。モリスの一貫した外国資金の導入の必要性についての主張が見られる。ハミルトンと比較してみると、上述したようにハミルトンは西部地を公債確定基金の一部に組み込んでいる。しかし、外債への担保に利用せよという主張は、ハミルトンには見られない。この西部地の問題を論じて、モリスはこの報告書を終えている。なお、モリスは邦債の引受けについてはこの報告書では何ら言及していない。

以上において、モリス「公信用に関する報告書」を考察してきた。ハミルトンと比較してみれば、大局的にその趣旨は同じである。公債の有効性、中央政府租税を償還基金とした戦時公債の確定、公債確定の経済発展効果、信用・貨幣経済論にもとづく経済発展論、公信用の確立を通して、厳しい国際環境の中でアメリカ経済が自立していくための適切な経済政策をおこなうことができるにたる強力な中央政府を作り上げることの必要性、公債投機の放置、公債差別をしないこと、これらのことについてモリスもハミルトンも同じである。しかし、両者の違いも存在する。公債確定方法において、モリスは、1案しか提案せず、ハミルトンは慎重さをもって6案を提案した。利率の考え方について、モリスは貨幣資本家の立場をとっており、現状を維持し、ハミルトンは利率低下の方向の考

⁷¹⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 71.

⁷²⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 71-72.

⁷³⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 72.

⁷⁴⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 72.

⁷⁵⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, pp. 72.

えにたっていた。将来アメリカ経済の発展を牽引する産業はなにかという点で、モリスは工業論者ではなく、積極的な製造業保護育成論者ではなかった。償還基金としての中央政府租税について、モリスは、形式平等主義の立場から上述の4つの租税を提案したが、ハミルトンは現実の利害状況から地租、人頭税を棄てた。西部地の取り扱い方が両者で異なっていた。以上の諸点を考え合わせてみると、モリスの「公信用に関する報告書」を下敷きにして、ハミルトンは、鋭敏な歴史認識、現実の利害状況を鋭く見抜く力をもって、洗練された形で自己の「公信用に関する報告書」を書き上げたものと考えられる。

モリスの思想的源泉についていえば、かれの「公信用に関する報告書」に展開されている公債論は、17世紀から18世紀の広義の重商主義者の公債論の系譜に属するものである。とりわけ、即座に断定はできないが、ジェイムズ・ステュアートの公債論に影響されていた。

以上が、モリス「公信用に関する報告書」の考察である。

3 連合会議における審議過程およびその帰結

このモリスの「公信用に関する報告書」は、大陸会議＝連合会議⁷⁶⁾に提出され、連合会議はそれを全体委員会に差し向けた。モリス「公信用に関する報告書」を受理した全体委員会は、モリスの提案におおむね賛成し、戦時債務の償還には異論がなかった。全体委員会は、1782年9月4日、モリスが反対した西部地が利子支払いの基金として役立つという付帯条件をつけ

て、モリス「報告書」を連合会議に提出した⁷⁷⁾。しかし、連合会議において、関税以外の追加的な3つの中央政府租税案は激しい反対を呼び起こし、3案は却下された⁷⁸⁾。特に地租に対する反対が強かった。広大な、しかも不毛な土地を抱えているノースカロライナのような大邦出身の議員は、地租に反対した⁷⁹⁾。連合会議は、利子支払い基金として、間接的で最も抵抗の少ないとみられた5%中央政府輸入関税案をあてること、ならびに各邦への120万ドルの分担金の要請を決定し、5%中央政府輸入関税案の各邦の承認を待つことにした⁸⁰⁾。しかし、この関税案は、ロードアイランド邦の頑強な反対により成立を見るに至らなかった⁸¹⁾。この間、公債所有者の不満は高まる一方で、また、給料が未払いになっていた軍隊からの不満も連合会議に寄せられた。そこで1783年1月、連合会議は、急

⁷⁷⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 51.

⁷⁸⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 52.

⁷⁹⁾ Edmund C. Burnett, ed., *Letter of members of Continental Congress*, Vol. VI, Rep. Ed., Gloucester, Mass., Peter Smith, 1963, pp. 462-463, 516-518.

⁸⁰⁾ *Morris Papers*, Vol. 6, p. 52.

⁸¹⁾ 公債償還基金として中央政府租税である5%輸入関税案が1781年2月13日に大陸会議において可決された。そしてその可決案が各邦の承認を得るために各邦に回された。しかし、ロードアイランド邦が1782年この承認に反対し、その結果、この関税案は潰れた。ロードアイランド邦は、自邦の経済が再輸出構造をとっており、それ故、輸入関税は自邦経済を支えていることから、他邦よりも大きな輸入関税収入が中央政府に徴収され、一方、その中央政府輸入関税収入から公債の元利が支払われるのであるが、ロードアイランド市民所有の公債額はニューヨーク邦、ペンシルヴェニア邦、マサチューセッツ邦といった大邦の市民所有の公債額よりも少ないので、中央政府に吸い上げられた関税収入のロードアイランド邦への再分配は少ない。さらにまた、中央政府（大陸会議＝連合会議）に課税権を付与することは邦主権が脅かされることにつながる。以上の理由から、ロードアイランド邦は反対した。このロードアイランド邦の反対に続いて、1782年12月ヴァージニア邦もこの関税案の自邦の承認を撤回した。松本幸男「1781年輸入関税案に関する一考察——ロードアイランド邦の反対運動を中心として——」『社会経済史学』55巻1号、1989年。

⁷⁶⁾ 連合規約下の大陸会議。1781年3月1日に連合規約が全邦により承認されたので、これ以降合衆国憲法が成立する1788年まで大陸会議は連合会議と呼ばれた。アメリカ学会訳編『原典 アメリカ史』第2巻、岩波書店、1972年、33-44頁。

遽、軍隊の給料支払い基金をも含めた元利償還基金の問題を検討することになった。ここで再度、モリスの中央政府租税案が再検討された。しかし、ここでも各邦の利害が衝突し、その結果、1783年4月、連合会議は、邦によって任命される税官吏によって徴税される有効期間25年の中央政府5%輸入関税案と各邦への150万ドルの分担金を償還基金にすることを決め、その関税案の承認と分担金の要請を各邦に求めた⁸²⁾。これは、モリスの意図とは遥かにはなれた政策提案であり、モリスの「公信用に関する報告書」の中で提案されているモリス公債政策は、これをもって完全に失敗に終わった。

1783年以降、戦後各邦が自邦の戦後処理(邦債務の処理)を優先したことから、上述の関税案の各邦の承認は各邦の利害から遅々として進まず、また連合会議が各邦に要請した上述の分担金も、集まらなかった。そのことから、連合会議の戦時公債(以下、連邦債と記す)の利子は支払われないままであった⁸³⁾。各邦は、人頭税、財産税、関税などを組み合わせた一括租税によって一気に自邦の戦時債務の償還をし始めた⁸⁴⁾。しかし、当時の戦後不況の中で、1785年頃から邦市民の租税の支払いは大きな負担となり、租税に対する不満が生じ、租税の実施が遅らされた。その結果、租税収入が計画通りに集まらず、邦債の利子支払い、償還は滞りがちになった。こうした中でロードアイランド、ニューヨーク、ペンシルヴェニア、ニュージャージー、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージアの各邦は、邦券を発行し、それでもって邦債の利子支払いを始めた⁸⁵⁾。邦券は一般的

に法貨とされた。しかし、法券は減価した。債権者は減価した邦券を利子支払いとして受け入れなければならなかった。しかも、ニューヨーク、ペンシルヴェニア、ニュージャージー、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージアの各邦においては、自邦市民所有の連邦債を邦債と交換する方法で邦が引き受け、その邦債の利子支払いを減価した邦券でおこなった。またロードアイランド邦では、邦券を額面価値で受け入れなければ罰則を課し、さらに邦債の償還を減価した邦券で額面価値で受け入れなければ、その交換に応じない邦債は支払い拒絶されるという法律までも可決された⁸⁶⁾。このような一連の事態は、債権者の利害を損ねるものであった。同邦連邦債所有者は、同邦市民所有の連邦債をも同邦が引受け、邦券で償還するのではないかという恐れを持った⁸⁷⁾。

一方、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、コネチカット、デラウェア、メリーランド、ヴァージニアの各邦は邦券を発行せず正貨体制を採り続けたまま、邦市民の大きな不満にもかかわらず租税の徴収を実施し続け、邦債務を償還していこうとした⁸⁸⁾。しかし租税収入は計画通り集まらず、邦債の利子支払い、償還は滞った。もちろん連邦債の利子支払い、償還も滞ったままであった。こうした中で、マサチューセッツ邦では租税の実施に反対して公債の償還を拒否するばかりでなく所有権、財産権そのものをも否定する「シェイズの反乱」が生じた⁸⁹⁾。その結果、各邦の公債所有者は、連邦債の利子が正貨で厳守的に支払われ、その元金が償還されるためには課税権の持つ強力な中央政府が形成され

⁸²⁾ *Morris Papers*, Vol. 7, pp. 513-525.

⁸³⁾ 連合会議は利子支払いの代わりに *Indents* (利子支払い請求書といわれる債務証券) を発行した。Ferguson, *The Power of the Purse*, pp. 180-250.

⁸⁴⁾ Edwin J. Perkins, *American Public Finance and Financial Services, 1700-1815*, Ohio State University Press, 1994, pp. 137-141.

⁸⁵⁾ Perkins, *American Public Finance*, pp. 142-165.

⁸⁶⁾ Perkins, *American Public Finance*, pp. 154-157; 松本「1781年輸入関税案」, 49頁。

⁸⁷⁾ Perkins, *American Public Finance*, pp. 154-157.

⁸⁸⁾ Perkins, *American Public Finance*, pp. 165-186.

⁸⁹⁾ Perkins, *American Public Finance*, pp. 173-186. E. James Ferguson, *The American Revolution: A General History, 1763-1790*, The Dorsey Press, 1979, p. 284.

ることが必要であり、邦債も中央政府が引受け正貨で償還されることが望まれるとする利害意識を持つに至った。

また、租税の支払いを困難にさせた戦後不況は、戦後、アメリカが当然享受するものと信じられていた自由貿易がヨーロッパ列強の重商主義規制によって著しく制限され、その結果、輸出入の不均衡により大量の正貨が流出し、その結果貨幣供給が急激に収縮したことから生じた。各邦はこの事態に対して個別的に対処したが、効果があがらなかった。そこで各邦の貿易商人は、外国に対して全国規模で輸入関税などを徴収し効果的に外国貿易を規制しアメリカ商業を守り、同時に連邦内の自由貿易を保障することができる強力な中央政府の必要性を認識した⁹⁰⁾。

以上の利害意識、認識の下に、債権者、資産家、商人などの保守派の人々は、もし事態がこのまま放置され、時の中央政府である連合会議が適切な策を講じなければ、かれらの利害を損ねてしまうばかりでなく、独立革命によって勝ち取った政治的独立をも危うくなると認識するに至った。この危機から抜け出す方法は、連合会議体制にかわる強力な中央政府の確立である、とかれらは考えた。かくして 1787 年、憲法制定会議が開かれ、合衆国憲法が制定されるに至った。そして、この憲法の制定を踏まえて、モリスがしようとしてできなかった公債確定政策が、ハミルトンによって洗練された形で展開されることとなった。

Ⅲ むすび — モリスとハミルトン —

以上、モリス「公信用に関する報告書」を、ハミルトンとの比較、思想的源泉の観点から分

析してきた。その結果、モリスの「公信用に関する報告書」の中で展開されている目的、目的達成の方法、貨幣経済論は、ハミルトンの「公信用に関する報告書」の中で展開されているそれらと概ね同じであった。思想的源泉においては、公債論に限って分析したが、17～18 世紀の広義の重商主義者、とりわけジェイムズ・ステュアートの影響がモリス「公信用に関する報告書」の中にみられた。中央政府租税案、公債確定の方法については、原理は同じであっても、ハミルトンのほうが、現実の利害状況をよく認識し、慎重に配慮して適切な提案をした。モリスにおいては製造業保護主義面が弱かった。利子率については、モリスは貨幣資本家的立場をとった。西部地の取り扱い方が両者で違っていた。モリスの「公信用に関する報告書」の洗練されたものがハミルトンの「公信用に関する報告書」であったことを明らかにした。

⁹⁰⁾ Ferguson, *The American Revolution*, pp. 265-286; B. Hedeges, *The Browns of Providence Plantation: Colonial Years*, Cambridge, 1952, pp. 326-327.

〔付記〕 本稿は、2000 年度アメリカ経済史研究会全国大会において報告したものを、加筆修正したものである。報告時に諸先生方からご懇切なコメントを頂いた。記して厚く御礼申し上げる。筆者は、以前別稿（静岡産業大学『経営と環境』第 5 巻第 2 号）において「モリス『公信用に関する報告書』について」を書いたが、注 2) で述べているように最近モリス文書の完結を見、研究の進展がみられる。そこで、本稿は、さらに現在の研究水準に則して書き改められたものである。